

◎新潟県告示第1025号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年6月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（2級、3級、4級基準点測量）
- 2 作業期間 平成26年6月10日から平成27年1月15日まで
- 3 作業地域 南魚沼市清水地区